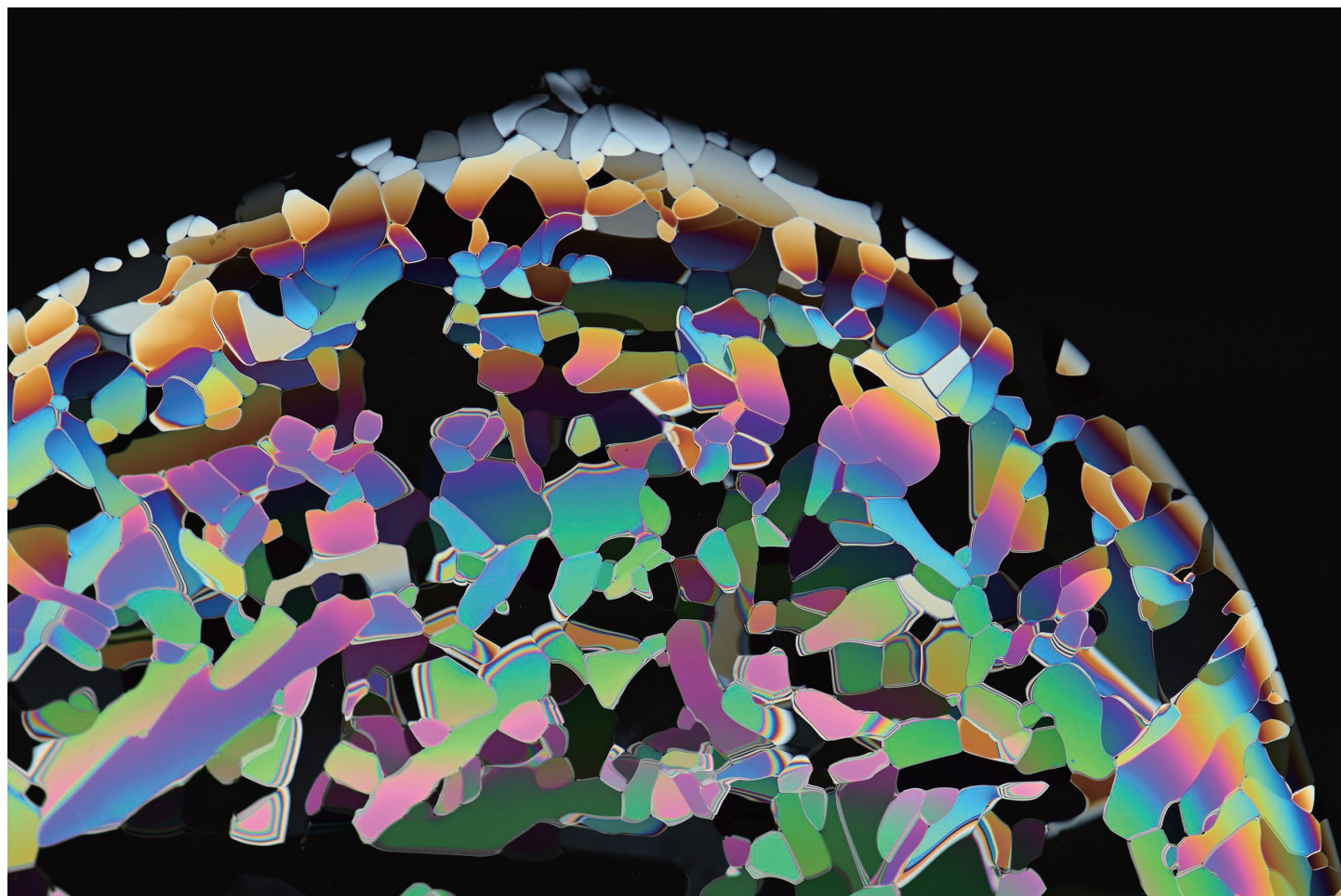


JPCA NEWS

vol. 26
December 2020

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会(JSPA)

会員団体



「薄氷の結晶」 photo:伊知地国夫 HJPI320810000236

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース

著作権名を表示しない画像のリツイートについて

p2

2019年度JPCA通常総会を開催

p3

SPECIAL REPORT / スペシャルレポート

SNSと写真の著作権(2):不正使用や著作権者人格権の侵害

p6

SERIES / シリーズ著作権解説

著作権と著作権者人格権

p10

QUESTION / ANSWER / 一問一答

氏名表示とトリミング

p11

GALLERY / ギャラリー

飯島幸永

p4

内堀タケシ

p5

瀬尾太一

p8

棚井文雄

p9

自動トリミングにより 著作者名を表示しない画像を リツイートすることは、著作者人格権の侵害

SNS(ソーシャルネットワーキング・サービス)の一つ、Twitter(ツイッター)で自動トリミングにより著作者名を表示しない画像をリツイートしたことは、著作権と著作者人格権の侵害であるとして発信者情報の開示を求めた民事裁判で、2020年7月21日、最高裁判所は、発信者情報の開示を命じた2審の知的財産高等裁判所の判決を支持し、Twitterによる上告を棄却しました。

この事案の概要は、次の通りです。原告は北海道の写真家で、自身が撮った写真を掲載したところ、この写真を別の人が無断で複製し、その写真を含む複数の画像をTwitterに投稿しました。この投稿を別の3人がリツイートしました。最初の投稿でもリツイートでも、Twitterの仕様によって画像の上下がトリミングされて表示された結果、元画像の左下に存在した著作者名が表示されなくなっていたのです。原告は、これらは著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)の侵害であるとしてリツイート者の情報開示を求めました。

1審の東京地方裁判所では、原告の請求は棄却されましたが、2審の知的財産高等裁判所では原告の訴えを

認める判決となり、Twitterが上告していました。

Twitterは、画像をクリックすれば全体が表示され、著作者名が表示されると主張していましたが、最高裁判所は、閲覧者がいつも画像をクリックするとは限らないので、リツイートによって、Twitterの仕様で著作者表示が見えなくなる場合は、リツイートしたユーザーは著作者人格権(氏名表示権)の侵害になる、と判断しました(同一性保持権については判断せず)。

SNSは現代社会では重要なコミュニケーション・ツールですが、自分だけでなく、他人の著作権も尊重しながら上手に利用することが大切です。

参考文献

- 最高裁判所令和2年7月21日第三小法廷判決・平成30(受)1412
- 原審・知財高裁平成30年4月25日判決・平成28(ネ)10101
- 一審・東京地裁平成28年9月15日判決・平成27(ワ)17928

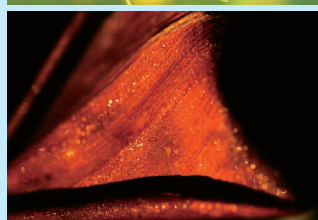
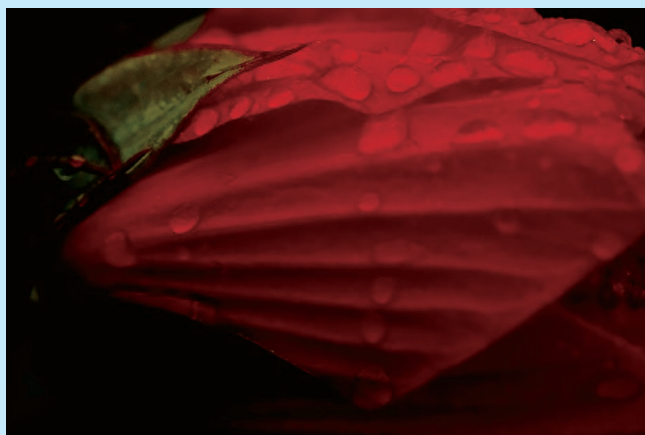


photo:竹洞賢二 HJPI320610001228
※写真は記事とは関係ありません

一般社団法人日本写真著作権協会(JPCA) 2019年度JPCA通常総会を開催

2020(令和2)年9月28日に東京の半蔵門JCIIビル602・603会議室において、新型コロナウイルス感染防止対策として遠隔会議システムを併用し、2019年度日本写真著作権協会(JPCA)通常総会が開催されました。各正会員団体より就任した理事、監事、委員が出席する中、2019年度の事業報告並びに決算報告がなされ、承認可決されました。

続いて2020年度の事業計画案と予算案の審議を行い、詳細を説明の後、承認可決されました。2020年度の重点事業の概要は右の通りです。

この後、JPCA会員11団体から提出された2020年度の理事、監事、運営委員推薦が検討され、承認されるとともに、JPCA代表理事として田沼武能氏が、JPCA役員として別掲の方々が選任されました。

収益事業

- 著作者団体連合を通じて日本複製権センター(JRRC)の事業に協力する
- 視覚芸術等教育著作権協議会の運営に参加し、同協議会を通して授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称SARTRAS)の運営に参加する
- 教育利用と写真分野の文化振興のためにJPCA教育データベースを構築するとともに、使用データ等を補償金分配の補完資料とする
- JRRC事業に協力し、海外との交流を深める著作権活動を行う
- 写真保存センターの運営を支援する
- 会員団体に著作権の啓発に関する委託事業を行う
- 会員団体等の会報等に写真著作権の啓発広告等を掲載する
- 著作権に関する検定制度の調査研究を行う
- JPCAニュース発行による広報の充実を図る
- オープンワークス(孤児作品)事業に参加し、実務的な問題解消を目指す
- 会員団体と連携し、写真著作者の検索を容易にする仕組みの検討と実証を行う



2020年度 日本写真著作権協会 理事/監事/委員 HJPI320610000334

2020年度日本写真著作権協会(JPCA)役員

- | | | |
|-------|-------|-------------|
| 会 長 | 田沼武能 | (日本写真著作権協会) |
| 副 会 長 | 野町和嘉 | (日本写真家協会) |
| 副 会 長 | 白鳥真太郎 | (日本広告写真家協会) |
| 副 会 長 | 田中秀幸 | (日本写真文化協会) |
| 専務理事 | 松本徳彦 | (日本写真著作権協会) |
| 常務理事 | 瀬尾太一 | (日本写真著作権協会) |

GALLERY



写真集「寒流」より
飯島幸永 / Koei Iijima
HJPI320110000757



写真絵本「新版 アフガニスタン 勇気と笑顔」より
内堀タケシ / Takeshi Uchibori
HJPI320110002280

SNSと写真の著作権（2）： 不正使用や著作者人格権の侵害

フェイスブックやInstagram等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）では投稿した写真が不正使用されたり、著作者人格権が侵害されたりすることもある。これらについて高樹町法律事務所の桑野雄一郎弁護士に解説していただいた。



桑野雄一郎氏

不正使用を見つけた時の対処

自分が投稿した写真の場合と他人が投稿した写真の場合がありますが、無断掲載などの不正使用を発見したときは、フェイスブックやInstagramに削除要求すればよいのでしょうか。

桑野 フェイスブックもInstagramも基本的には権利者本人からのクレームでないと削除要求に対応できない、しないことになっています。他人の写真が勝手に使われていることを知った場合は、フェイスブック等ではなく、権利者に連絡してくださいと利用規約に書かれています。不正使用されているのではと思っても、権利者がこれでいいのだということもあり得ます。権利者がいいと言っているなら、削除する必要もなくなります。そもそも、不正使用なのか、許可を貰っているのかは、権利者しか分かりません。第三者に言われても削除はできない、というのがフェイスブック等の対応です。自分の投稿した写真が不正使用された場合は、自分で申告すればいいわけです。

投稿者が亡くなった場合は、削除されずにSNSにずっと残るわけですね。

桑野 そうなります。亡くなった方のアカウントの取り扱い、理屈で言うとフェイスブック等との利用契約ですから遺族に承継され、遺族は削除することはできます。

ツイッターではアカウントを持っていないと削除できませんが、フェイスブックはできるのでしょうか。

桑野 できるのですが、どこまでスピーディーに対応してもらえるかです。また、権利者であることをちゃんと資料を添えて出さないとか手続きも煩雑です。

著作者人格権の不行使問題

SNSを使ったフォトコンテストの応募要項には判で押したように「著作者人格権の不行使」が記されていますが、なぜでしょうか。

桑野 主催者が深く考えずに他のフォトコンテストの応募要項をコピーペーストして、それが広まってきたのだと思います。著作者人格権の不行使というのは、普通は著作権を譲渡してもらう場合に行います。フォトコンテストでは、譲渡する場合、しない場合の両方があります。

著作権は撮影者にあるが、著作者人格権を行使しないというのが多いようです。あるフォトコンテストの応募要項を見たら、フェイスブックを引用していました。フェイスブック等に改変した派生作品が出る可能性があるから、そうっておかないと心配だからでしょうか。

桑野 そうです。フェイスブック等の利用規約に従って、フェイスブック等にアップしますよと書いてあればストレートだと思うのですが。

SNSの利用規約には利用者が事業者側に派生作品（二次的著作物）の作成や改変、翻案等を認めるような記述がありますが、留意しなければいけない点は何でしょうか。

桑野 SNSに写真をアップするといじられて使われるのだ、ということは認識していただいたほうがいいでしょうね。例えば、フェイスブックがどんな範囲で流通させているのか、今わからないし、将来もわかりません。ですから、むやみに写真をアップしないほうがよいのではないのでしょうか。自分のウェブサイトがあるなら写真のデジタルデータをそこにアップして、そこにリンクを貼る方がいいのではないのでしょうか。SNSに写真を直接アップするとそれで全部決まりますから、SNSを単なる窓口にして自分のウェブサイトにリンクを貼って見てもらうというやり方がいいのかなと思います。世の中の人に自分を知ってもらおうとか、自分の写真を見てもらおうという人であればどんどんアップしてシェアして拡散してもらえばいいと思います。が、本当に大切な作品はむやみにアップしない方がいいのではないのでしょうか。使い分けが大事です。

名前を売りたい人はどんどんやっていいけど、自分の作品にこだわりがある人は、むやみに写真をアップしないほうがいいということですね。

桑野 SNSのような利用規約で写真の利用許諾を取ることは、一般にはあり得ないことです。利用許諾にはなっているのですが、根こそぎ持っていかれるような相当怖い規約です。削除するまではSNSが好きなように使える、SNSの枠内では誰でも自由に使える、というものです。削除したとしても残滓^{ざんし}が残っていると、残滓^{ざんし}については本来はいけないものなのに誰にも止められなくなってしまうのが現状です。

他人の写真をシェアする際の注意

フェイスブック内でのシェアは、著作権上は問題ないようですが、それを加工してあたかも自分の写真のようにした場合はどうでしょうか。

桑野 それは、単純なシェアではないですね。フェイスブックは、他人の写真を加工してシェアするツールは無いので、著作権の侵害になります。インスタグラムで加工できる枠組みでやるのとは、違います。

ツイッターでは、正式なツイートでもトリミングして表示されます。

桑野 元画像はトリミングされていないのですが、サムネールとしてはトリミングして表示されます。

元画像がトリミングされて著作者表示が見えなくなった写真を著作者に無断でリツイートすると著作者人格権の侵害だとの判断が最高裁で出ましたが(詳しくはp.2参照)、フェイスブックでも同じでしょうか。

桑野 同じですね。その辺があって著作者人格権の不行使が出てくるのですね。

昔から言われていますが「著作者人格権の不行使」というのは、果たして有効なのか疑問ですね。人格権ですから、放棄するとか、どんな場合でも行使しませんということを強引にさせてもそれは無効なのではないか、という見解のほうが有力なのではないのでしょうか。

フォトコンテストの応募要項等で、どう改変するかを知らせることは、手間ではないと思うのです。このような修正をすることがありますと具体的に書くよう



にすればいいのにと私は思います。不行使とバサッとやるのは、とても乱暴で、作り手に対して失礼だと思います。多くの主催者が無茶苦茶ないじり方は考えていませんと言っているのですが、だったらなおのこと、どんな改変を考えているのかが分かるように書くべきだと思います。

SNS利用者のほうも、SNSを利用する際は、自分が理解しきれない利用規約に合意して使うものだ、という怖さをよく考えてほしいです。

インタビュー：加藤雅昭／田井宏和

まとめ：田井宏和

photo: HJPI320610000334

桑野雄一郎(くわの・ゆういちろう)

(高樹町法律事務所 弁護士／東京藝術大学講師)

1991年早稲田大学法学部卒業、1993年弁護士登録。2018年高樹町法律事務所設立。主要著書に『外国著作権法令集(46) 一ロシア編一』(公社)著作権情報センター [翻訳] (2012年)、『著作権法コメンタール』(レクシスネクシス・ジャパン [共著] (2013年))『出版・マンガビジネスの著作権(第2版)』(公社)著作権情報センター [共著] (2018年)

GALLERY



シリーズ「下町往来1984-1988」より

瀬尾太一 / Taichi Seo

HJPI320110002402



シリーズ「Depth of a Town」より / 中国・広州

棚井文雄 / Fumio Tanai

HJPI320610000334

著作権と著作者人格権

一般的に著作権と言えば著作者の経済的利益を保護するための法律を指すと考えている方が圧倒的に多いと思います。

ある意味では正しいのですが、正確でもありません。

何やら禅問答のようですが、実は多くの皆さんが認識している「経済的利益を保護するための法律」は「著作財産権」という権利になり、「著作権」の一部に過ぎないのです。

我が国の著作権法では著作財産権の他に「著作者人格権」「著作隣接権」等が定められていて、これらを合わせて「著作権」という権利になりますが、著作隣接権は放送事業者や演奏家等に係る権利ですので、この場では省きます。

経済的利益を保護するのが「著作財産権」、人格的価値を保護するのが「著作者人格権」と考えると分かりやすいでしょう。それぞれは、下記の図のような関係となります。

有償無償を問わず「著作財産権」は譲渡可能ですが、「著作者人格権」は譲渡することはできません。仮に著作権を譲渡した場合であっても、人格的価値を保護する「著作者人格権」は著作者に帰属することになり、新たな経済的価値を取得した著作権者が自由に使用できるわけではないということに注意しなければいけません。

著作権法の大陸法と英米法

我が国の著作権法は大陸法* (大陸とは欧州大陸のこと) を基にしていますので、著作者本人の権利を著作

財産権と著作者人格権に分ける二元論を採用しています。

一方、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の多くは英米法* の立場をとる国から発生した仕組みですから、そもそも我が国の著作権法に明記されている人格的保護が考慮されていないため、問題が生じることもあります。

Facebookを例に挙げると、ユーザーは利用に際し、Facebook社に対して派生作品(二次的著作物)を作成する権利を与えるとありますので、著作者人格権の中の「無断で著作物を改変されて誤解を受けない権利(同一性保持権)」を行使できないことになります。

多くのユーザーは、利用規約を確認せずに便利だからという理由だけで利用していると考えられますが、内容を確認し、納得のうえで利用することが求められます。

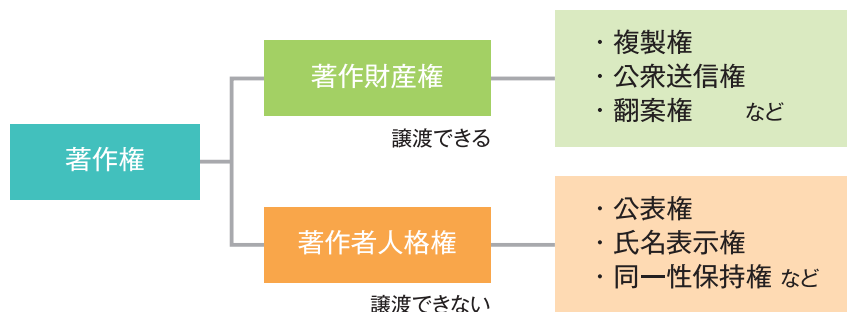
記：加藤雅昭

*大陸法を採用する国々

フランス、ドイツを含むEU諸国、一部の国を除く南米諸国、日本など

*英米法を採用する国々

アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなど



QUESTION

氏名表示と トリミング

SNSに掲載した写真が、知らないうちにコピーされて使われていました。その写真には撮影者として自分の名前も入れてあったにも関わらず、その部分を切り取られていました。使用していた相手に連絡をして、写真は削除してもらいましたが、また同じようなことが起きないか心配です。簡単にコピーをされないようなガードができるとも聞きましたが、かなりの費用がかかるようで現実的ではありませんし、画面をコピーされたらコピーガードの意味もありません。撮影者の名前をトリミングしてまで無断利用されてしまうことに対して、何か良い対策はないでしょうか？

JPCAからの 回答

ANSWER

自分の作品が許諾なしに使われることは、気持ちの良いものではありません。今回のケースのように、敢えて氏名表示部分のトリミングをしたり、見えなくするような加工を行ったとすれば、著作者人格権(氏名表示権と同一性保持権)の侵害に当たります。

氏名表示権については、先頃、Twitter社の仕様によるトリミングによって氏名表示がされなくなったリツイート画像に関する判決がありました。最高裁判所は、トリミングによって氏名表示がされなかったことはTwitter社の仕様によるものであり、それを変更する余地がなかったとしても、リツイート者による著作者人格権(氏名表示権)の侵害であるとの判断を示しました。(本号P2を参照)。

これは、タイムラインと呼ばれるツイート(投稿)の時系列表示が、画像の上下をトリミングしてしまう仕様であったためですが(Twitterに投稿されている画像は、基本的にはその画像をクリック(もしくは、タップ)すれば写真全体を見ることが可能)、例えクリックによって元画像(氏名表示)を見ることができるとしても、リツイート者が氏名表示をしたことにはならないと判断されたと考えられます。

ただし、この判決はTwitterに”無断で複製して投稿された”画像について争われたものであり、通常のリツイートが氏名表示権の侵害に問われた裁判ではないことを意識する必要があります。

インターネット上にアップされている画像は、例え「フリー素材」とされていたとしても、その画像の出所や著作者/著作権者の確認することが重要ですが、Twitter利用において全ての利用者がリツイートする画像の確認を行うことは大きな負担であると考えられます。その点において興味深いのは、今回の判決に際して裁判官の一人が、反対意見を述べていることです。「(中略)本件氏名表示部分の不表示は、ツイッターのシステムの仕様(仕組み)によるものであって、こうした事態が生ずるような画像表示の仕方を決定したのは、上告人である。」として、上告人の責任について触れています。

今回の判決、反対意見を踏まえて氏名表示について考えてみると、著作権側でも何らかの対策を取っていく必要があると思います。一般的に、氏名表示は画像イメージの邪魔になることを考慮して画面の端に記載することが多いようですが、決まりがあるわけではありません。だとすれば、例えば、現像ソフトの「透かし」機能などを活かして、著作者表示を画面全体に複数入れることも一つの対策であると考えられます。欧米には、むやみに作品をトリミングされたり、権利を侵害されないために、この方法を取っている写真家も存在します。

一方で、そのようなソフトは、修正機能も日々進化しているため、意図的に氏名表示を削除することも簡単にできるのかも知れませんが、著作者名/著作権者名をしっかりと明記することになりますので、一定の効果が得られるのではないのでしょうか。

記：棚井文雄

撮影した瞬間に、
著作権は生まれます。

—— 著作権は**無方式主義**



シリーズ「下町往来 1984-1988」より photo:瀬尾太一 HJPI320110002402

クレジットを入れ忘れてしまったから、データをすべて渡してしまったから
そんなことで著作権が失われたと思っていませんか？

著作権は**何の登録もなく**、撮影した瞬間に生まれ、譲渡する契約がなければ
いつでも**あなたに保持**されています。

そして、写真は時を経て、その価値が高まっていくメディアです。

写真と共に生きてゆく時、著作権はあなたの**強い味方**になるでしょう。

写真著作権を大切に

一般社団法人 **日本写真著作権協会** <https://jpca.gr.jp> 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIビル403

〔会員団体〕 公益社団法人日本写真家協会／公益社団法人日本広告写真家協会／一般社団法人日本写真文化協会
日本肖像写真家協会／一般社団法人日本写真作家協会／全日本写真連盟
一般社団法人日本スポーツプレス協会／一般社団法人日本自然科学写真協会／日本風景写真協会
公益社団法人日本写真協会／一般社団法人日本スポーツ写真協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : <https://jpca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 「薄氷の結晶」

コメント：冷凍庫で薄氷を作り、透過軸が直交した2枚の偏光板の間に入れて撮影。複屈折性を持つ結晶は色彩が生じ、氷も結晶であることがわかる。氷がとけるまでの数分間の色彩の変化が、撮影の楽しみでもある。